

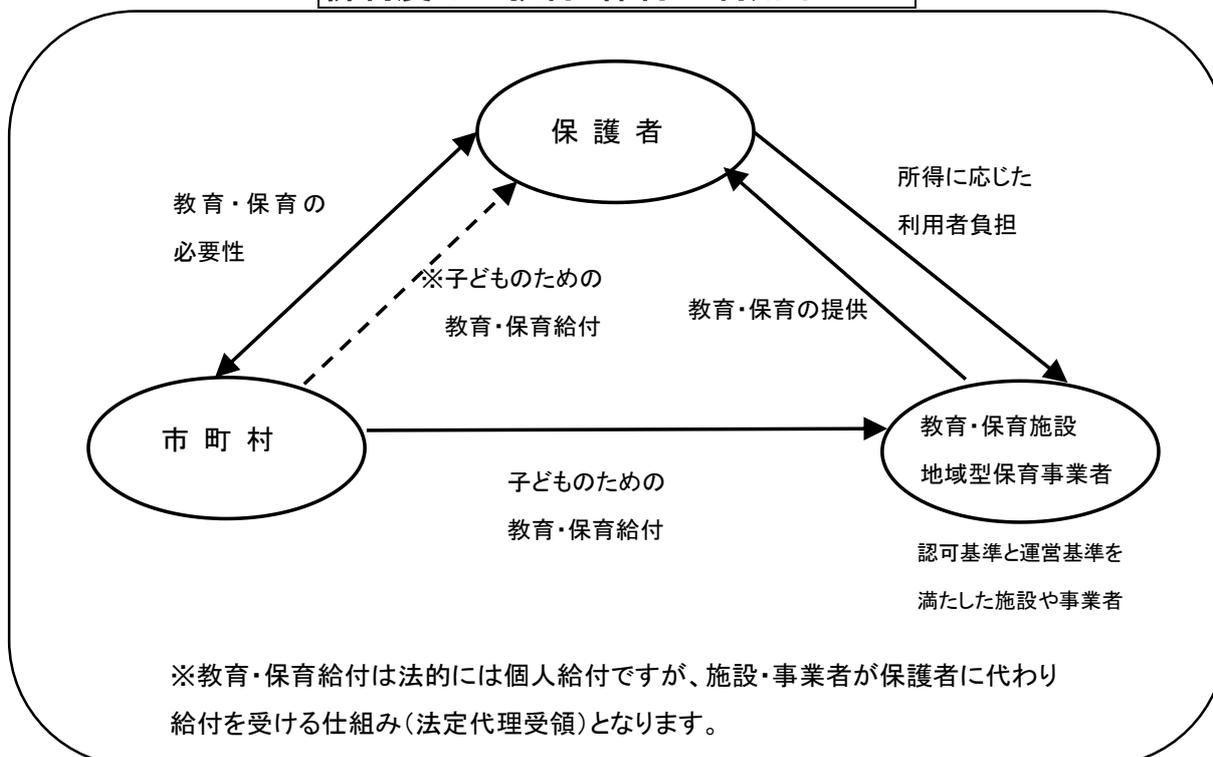
小樽市の基準(案)の概要について

1 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法(①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法)に基づく子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指し、消費税率の引上げによる財源確保を前提として平成27年4月より制度実施の予定です。

新制度では市町村が給付の実施主体となるため、保護者が市町村に保育の必要性を申請し、市町村が支給認定を行います。支給認定を受けた保護者が、認可や運営の基準を満たした施設や事業者を利用した場合に、市町村から給付が行われる仕組みです。そのため、施設の認可や運営に係る基準をあらかじめ定める必要があります。国では新制度本格施行(平成27年4月)のおよそ半年程前(平成26年10月以降)から利用者及び施設や事業者に対する準備事務を行う予定としています。

新制度での教育・保育の利用イメージ



保育の必要性の認定区分

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定
		教育標準時間	保育短時間(8時間) または 保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間) または 保育標準時間(11時間)
対象となる子ども		保育を必要としない 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利用できるもの	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業 (家庭的保育事業等)	—	※	○

※市町村における保育の体制の整備状況等を勘案して認められた場合に限りです。

2 条例等の制定

「子ども・子育て支援新制度」開始に向け、市町村が行う行政事務のうち、必要となる基準を下記(1)～(2)のとおり定めるものです。

(1) 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(2) 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1)及び(2)の条例を定めるに当たっては、国の政省令で定める「従うべき基準^{※1}」と「参酌すべき基準^{※2}」に従い定めることとされています。

※1「従うべき基準」…必ず適合しなければならない基準

※2「参酌すべき基準」…十分参照しなければならない基準

(1)小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新制度では、「施設型給付(認定こども園・幼稚園・保育所)」や「地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)」の対象となることを希望する認可施設や認可事業者について、申請に基づき、支給対象となることを市町村が「確認」することとされており、「確認」に際しての基準を定める必要があります。

施設・事業 区分		認可	確認
教育・保育施設	認定こども園	北海道	小樽市 ↓ (1)の 基準を 制定
	幼保連携型 幼稚園型 保育所型 地方裁量型		
	幼稚園		
保育所			
地域型保育事業	小規模保育	小樽市 ↓ (2)の 基準を 制定	
	家庭的保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		

「認可」
＝人員配置や面積
などが必要な基準を
満たしているか

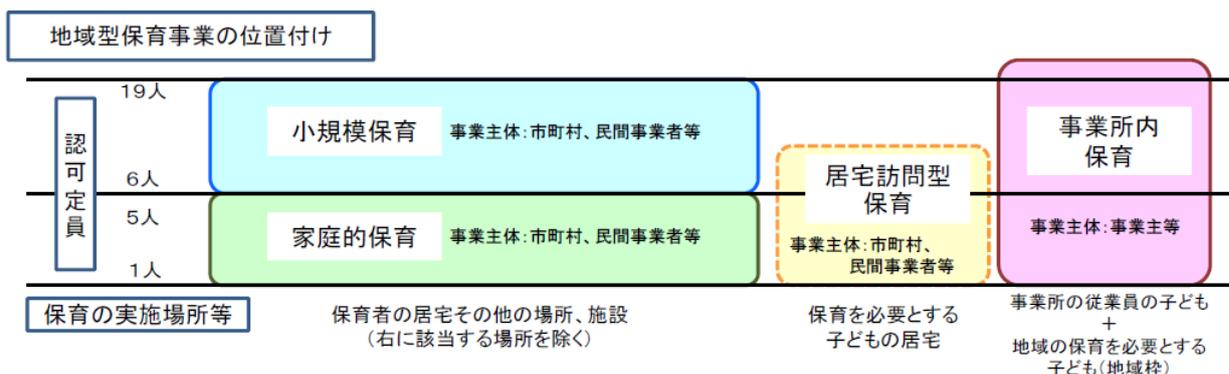
「確認」
＝給付対象施設・
事業者として適格か

基準の区分	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員 ・施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの(例:差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の事項

(2)小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度では、地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置付けられたことから、認可に係る基準を定める必要があります。

地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に行う家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4類型があります。



基準の区分	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業に従事する者の資格とその数 ・地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの(例:差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の事項

3 条例等で定める基準(案)

原則として国の基準と同様としますが、市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「暴力団の排除」に関する事項を市独自で規定します。

4 施行期日

新制度の施行期日は、平成27年4月1日の予定ですが、準備行為としての施設、事業等の認可や確認及び支給認定等の手続は施行前に実施します。